

令和4年度

教育委員会定例会
(3月)

令和5年3月15日(水)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日時 令和5年3月15日(水)午前10時

場所 教育長室

1 開会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議事

- (1) 議案第19号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について (P 2)
- (2) 議案第20号 鹿屋市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規則の制定について (P 6)
- (3) 議案第21号 鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示について (P 8)
- (4) 議案第22号 鹿屋市グローバル人材海外研修事業実施要領の制定について (P 11)
- (5) 議案第23号 鹿屋市部活動地域移行推進協議会開催要綱の制定について (P 18)
- (6) 議案第24号 学校管理規則の一部を改正する規則について (P 20)
- (7) 議案第25号 鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱の一部を改正する告示について (P 39)
- (8) 議案第26号 鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の制定について (P 42)
- (9) 議案第27号 鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則について (P 49)
- (10) 議案第28号 令和4年度教育委員会点検・評価について (P 59)
- (11) 議案第29号 鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について (P 60)

5 報告

- (1) 鹿屋市就学援助費支給要領の一部を改正する要領について (P 75)
- (2) 鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領の一部を改正する規程について (P 78)
- (3) 鹿屋市適応指導教室設置要領の一部を改正する規程について (P 83)
- (4) 鹿屋市子どもの移動経路安全推進協議会設置要領の一部を改正する要領について (P 89)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉会

議案第19号

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和5年3月15日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

行政組織等の一部を改正するため、本案を提出するものである。

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第29条学務係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条学校教育係の項第10号中「就学指導」を「就学支援」に改め、同条教職員係の項に次の1号を加える。

(11) 児童及び生徒の学級編制及び区域外就学等に関すること。

第29条保健給食係の項に次の1号を加える。

(8) 学校保健事務に関すること。

第31条中央公民館の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第2号</p> <p>(学校教育課の分掌事務)</p> <p>第29条 学校教育課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>学務係</p> <p>(1) 奨学資金に関すること。 (2) 就学援助費に関すること。 (3) スクールバスの運行に関すること。 (4) 児童及び生徒の就学に関すること。 (5) 教科書の給与に関すること。</p> <p><u>(6) 課内の庶務に関すること。</u></p> <p>学校教育係</p> <p>(1)～(9) 略 (10) 特別支援教育及び<u>就学支援</u>に関すること。 (11)～(13) 略</p> <p>教職員係</p> <p>(1)～(10) 略 <u>(11) 児童及び生徒の学級編制及び区域外就学等に関すること。</u></p> <p>保健給食係</p> <p>(1)～(7) 略 <u>(8) 学校保健事務に関すること。</u></p>	<p>○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第2号</p> <p>(学校教育課の分掌事務)</p> <p>第29条 学校教育課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>学務係</p> <p>(1) 奨学資金に関すること。 (2) 就学援助費に関すること。 (3) スクールバスの運行に関すること。 (4) 児童及び生徒の就学に関すること。 (5) 教科書の給与に関すること。 <u>(6) 就学時健康診断に関すること。</u></p> <p><u>(7) 課内の庶務に関すること。</u></p> <p>学校教育係</p> <p>(1)～(9) 略 (10) 特別支援教育及び<u>就学指導</u>に関すること。 (11)～(13) 略</p> <p>教職員係</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>保健給食係</p> <p>(1)～(7) 略</p>

改正後	改正前
<p>(生涯学習課の分掌事務)</p> <p>第31条 生涯学習課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>文化振興係 (略)</p> <p>社会教育係 (略)</p> <p>中央公民館</p> <p>(1) 鹿屋市公民館に関する事。</p> <p>(2) 鹿屋市地区学習等供用施設に関する事。</p> <p>(3) 鹿屋市高隈交流促進センターに関する事。</p> <p>(4) 鹿屋市輝北コミュニティセンターに関する事。</p> <p>(5) 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館に関する事。</p> <p>(6) 生涯学習情報の収集提供及び相談に関する事。</p> <p>(7) 中央公民館の庶務に関する事。</p>	<p>(生涯学習課の分掌事務)</p> <p>第31条 生涯学習課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>文化振興係 (略)</p> <p>社会教育係 (略)</p> <p>中央公民館</p> <p>(1) 鹿屋市公民館に関する事。</p> <p>(2) 鹿屋市校区公民館に関する事。</p> <p>(3) 鹿屋市地区学習等供用施設に関する事。</p> <p>(4) 鹿屋市高隈交流促進センターに関する事。</p> <p>(5) 鹿屋市輝北コミュニティセンターに関する事。</p> <p>(6) 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館に関する事。</p> <p>(7) 生涯学習情報の収集提供及び相談に関する事。</p> <p>(8) 中央公民館の庶務に関する事。</p>

議案第20号

鹿屋市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規則の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和5年3月15日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正により、鹿屋市個人情報保護法施行条例が制定されたことに伴い、本案を提出するものである。

鹿屋市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋市個人情報保護法施行条例（令和4年鹿屋市条例第22号）第8条の規定に基づき、鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に係る個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 教育委員会の所管に係る個人情報の保護については、鹿屋市個人情報保護法施行細則（令和5年鹿屋市規則第 号）の規定の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第5号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の鹿屋市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第21号

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和5年3月15日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市グローバル人材海外研修事業実施要領の制定に伴い研修事業補助金を追加するため、本案を提出するものである。

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示（平成18年鹿屋市告示第14号）の一部を次のように改正する。

表第1 中学生海外研修事業の項を次のように改める。

鹿屋市グローバル人材海外研修事業	海外派遣研修への参加費用	鹿屋市英語教育の目標であるグローバル人材として、鹿屋市の魅力発信や国際貢献活動に積極的に取り組んでいて、鹿屋市立の小学校・中学校・高等学校の児童生徒及び保護者が市内に居住している者のうち市長が認める者	鹿屋市グローバル人材海外研修事業実施要領に基づくもの	予算で定める額以内
------------------	--------------	--	----------------------------	-----------

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示 新旧対照表

改正後						改正前					
○鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示						○鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示					
平成18年1月1日告示第14号						平成18年1月1日告示第14号					
鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）第3条の規定による補助対象及び補助率等を次のように定めた。						鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）第3条の規定による補助対象及び補助率等を次のように定めた。					
表第1 事業補助金（市が公益性のある目的を持った団体などに特定の事業を促進・発達を期すために、当該事業に要する経費に対し、交付する補助金をいう。）						表第1 事業補助金（市が公益性のある目的を持った団体などに特定の事業を促進・発達を期すために、当該事業に要する経費に対し、交付する補助金をいう。）					
補助事業名	補助対象経費	補助対象者	補助要件	補助率又は補助額	摘要	補助事業名	補助対象経費	補助対象者	補助要件	補助率又は補助額	摘要
(略)						(略)					
鹿屋市グローバル人材海外研修事業	海外派遣研修への参加費用	鹿屋市英語教育の目標であるグローバル人材として、鹿屋市の魅力発信や国際貢献活動に積極的に取り組んでいて、鹿屋市立の小学校・中学校・高等学校の児童生徒及び保護者が市内に居住している者のうち市長が認める者	鹿屋市グローバル人材海外研修事業実施要領に基づくもの	予算で定める額以内							
(略)						(略)					

議案第22号

鹿屋市グローバル人材海外研修事業実施要領の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和5年3月15日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

国際的視野を広げ、鹿屋市の多文化共生都市づくりの促進に寄与する人材を育成することを目的とした海外研修事業を実施するため、本案を提出するものである。

鹿屋市グローバル人材海外研修事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿屋市立の小学校・中学校・高等学校に在籍する児童生徒（以下「市立校児童生徒」という。）を海外研修に参加させることにより、国際的視野を広げ、鹿屋市の多文化共生都市づくりの促進に寄与する人材を育成するため、予算の範囲内において、鹿屋市グローバル人材海外研修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）、鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示（平成18年鹿屋市告示第14号）及びこの要領に定めるところによる。なお、本市の定めるグローバル人材とは、地球規模で様々な問題を考え、郷土の魅力を生かして、能動的に課題解決に向けた行動を起こす児童生徒のことである。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 鹿屋市英語教育の目標であるグローバル人材として、鹿屋市の魅力発信や国際貢献活動に積極的に取り組んでいる鹿屋市内に居住する市立校児童生徒のうち市長が認める者
- (2) 心身ともに健康である者
- (3) 鹿屋市教育委員会が主催するグローバル・イングリッシュ・デイキャンプ（海外研修プログラム）に参加できる者
- (4) 事業終了後、教育実践発表会等での発表及びグローバル教育推進事業（国際交流活動等）に積極的に協力又は参加できる者
- (5) 保護者が鹿屋市内に居住している者で市税等を滞納していない者
- (6) 鹿屋市から本事業に対する補助金を受けたことがない者

第3条 前条第1号に規定する市長が認める者は、別に定める選定基準において、第1順位から順次に選定するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、海外派遣研修への参加費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、同条第4号の書類として、鹿屋市グローバル人材海外研修事業参加申込書（別記第1号様式）、鹿屋市グローバル人材海外研修事業参加承諾書（別記第2号様式）及び滞納のない証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が終了したときは、規則第14条の事業実績報告書に、同条第3号の書類として、鹿屋市グローバル人材海外研修事業参加報告書(別記第3号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市グローバル人材海外研修事業参加申込書

鹿屋市長 様

住 所 鹿屋市

保護者氏名

鹿屋市グローバル人材海外研修事業に参加したいので、鹿屋市グローバル人材海外研修事業実施要領第6条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

研修生	ふり 氏 名		
	生年月日	年 月 日 () 歳	
	学校名及び学年	小・中・高等 学校 第 学年	
	住 所		
健康状況 及び既往症	健康状況		
	既往症 (アレルギー含む)		

※保護者の滞納がない旨の証明書を添付すること。

年 月 日

鹿屋市グローバル人材海外研修事業参加承諾書

鹿屋市長 様

住 所

保護者氏名

私の保護している（ ）が、鹿屋市グローバル人材海外研修事業に参加するに当たっては、下記のことを承諾します。

記

- 1 鹿屋市グローバル人材海外研修事業実施要領に定める事項を守ります。
- 2 社会情勢や他の諸事情により事業実施が困難な場合には、事業の変更や中止をする場合があることを了承します。
- 3 事業終了後は、各審査項目内容について、積極的に協力又は参加するよう努めさせます。
- 4 本事業実施中における本人の責めに帰すべき事故等の責任は、保護者が負います。

年 月 日

鹿屋市グローバル人材海外研修事業参加報告書

鹿屋市長 様

学校名及び学年

氏 名

1 研修先

2 研修期間

3 研修の成果と感想（裏面）

研修で学んだこと、感じたこと、今後意欲的に取り組みたいこと、挑戦したいことなどを記入すること。

4 添付資料（研修の様子が分かる写真を添付すること）

議案第23号

鹿屋市部活動地域移行推進協議会開催要綱の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和5年3月15日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

部活動の地域移行を推進するため、要綱を制定するものである。

鹿屋市部活動地域移行推進協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツ・文化の活動のための環境整備を進め、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と教職員の負担軽減の両立に向けた部活動の地域移行を検討するに当たり、有識者等の意見を反映させるため、鹿屋市部活動地域移行推進協議会（以下「推進協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 推進協議会は、部活動の段階的な地域移行に関することのほか鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めることについて協議検討し、教育委員会に意見等を述べるものとする。

(参加者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、推進協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 学校を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係する市長部局の職員及び教育委員会事務局の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(運営)

第4条 推進協議会の参加者は、その互選により推進協議会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 推進協議会の開催期間は、1年間を目途とする。

(庶務)

第6条 推進協議会の庶務は、鹿屋市教育委員会学校教育課において処理する。

(守秘義務)

第7条 推進協議会の参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

議案第24号

学校管理規則の一部を改正する規則について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和5年3月15日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

文言及び様式の整理のため、所要の規定整備を行うものである。

鹿屋市立学校管理規則の一部を改正する規則

鹿屋市立学校管理規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「住所地変更の届出」を「学齢簿の編製」に改め、同条第1項を次のように改める。

児童生徒等についての学齢簿の編製は、学齢簿（別記第1号様式）をもってする。

第4条中「視覚障害者、聴覚障害者」を「認定特別支援学校就学者」に、「別記第2号様式」を「別記第2号様式の1及び別記第2号様式の2」に改める。

第5条中「視覚障害者、聴覚障害者」を「認定特別支援学校就学者」に改める。

第6条中「通知書（別記第3号様式）」を「書面」に改める。

第7条第1項中「生徒等」の次に「（認定特別支援学校就学者を除く。以下この章において同じ。）」を加え、「就学させるべき年度の2月1日までに」を削る。

第12条の見出し中「視覚障害、聴覚障害者」を「視覚障害者等」に改め、同条中「視覚障害者又は聴覚障害者」を「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者」に改める。

第14条第1項中「視覚障害、聴覚障害者」を「認定特別支援学校就学者」に改める。

第15条中「願い書」を「願書」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

鹿屋市立学校管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市立学校管理規則 平成18年1月1日教育委員会規則第7号 (学齢簿の編製)</p> <p>第3条 <u>児童生徒等についての学齢簿の編製は、学齢簿（別記第1号様式）をもってする。</u> (入学期日の通知、学校の指定)</p> <p>第4条 就学予定者（<u>認定特別支援学校就学者を除く。</u>）について、その保護者に対する入学期日の通知及びその就学すべき学校の指定は、入学通知書（別記第2号様式の1及び別記第2号様式の2）をもってする。</p> <p>第5条 前条の規定は、新たに学齢簿に記載された児童生徒等（<u>認定特別支援学校就学者及び鹿屋市立学校に在学する者を除く。</u>）学齢児童及び学齢生徒（<u>認定特別支援学校就学者を除く。</u>以下同じ。）で鹿屋市立学校以外の学校に在学し、その全課程を修了する前に退学した者並びに学校の新設、廃止等により、その就学させるべき学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対する入学期日の通知及び就学すべき学校の指定について準用する。 (校長に対する入学者等の通知)</p> <p>第6条 前2条の児童生徒等を就学させるべき学校の校長に対する当該児童生徒等の氏名及び入学期日の通知は<u>書面</u>をもってする。 (指定学校の変更等)</p> <p>第7条 児童生徒等（<u>認定特別支援学校就学者を除く。</u>以下この章において<u>同じ。</u>）の就学すべき学校の指定の変更についての申立ては、申立書（別記第4号様式）をもってしなければならない。</p>	<p>○鹿屋市立学校管理規則 平成18年1月1日教育委員会規則第7号 (住所地変更の届出)</p> <p>第3条 <u>児童生徒等の住所地の変更があったことについての届出は、届出書（別記第1号様式）をもってしなければならない。</u> (入学期日の通知、学校の指定)</p> <p>第4条 就学予定者（<u>視覚障害者、聴覚障害者を除く。</u>）について、その保護者に対する入学期日の通知及びその就学すべき学校の指定は、入学通知書（別記第2号様式）をもってする。</p> <p>第5条 前条の規定は、新たに学齢簿に記載された児童生徒等（<u>視覚障害者、聴覚障害者及び鹿屋市立学校に在学する者を除く。</u>）学齢児童及び学齢生徒（<u>視覚障害者、聴覚障害者を除く。</u>以下同じ。）で鹿屋市立学校以外の学校に在学し、その全課程を修了する前に退学した者並びに学校の新設、廃止等により、その就学させるべき学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対する入学期日の通知及び就学すべき学校の指定について準用する。 (校長に対する入学者等の通知)</p> <p>第6条 前2条の児童生徒等を就学させるべき学校の校長に対する当該児童生徒等の氏名及び入学期日の通知は<u>通知書（別記第3号様式）</u>をもってする。 (指定学校の変更等)</p> <p>第7条 児童生徒等の就学すべき学校の指定の変更についての申立ては、<u>就学させるべき年度の2月1日までに申立書（別記第4号様式）</u>をもってしなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 児童生徒等の就学すべき学校の指定の変更等についての通知は、通知書（別記第5号様式及び別記第6号様式）をもってする。 （<u>視覚障害者等</u>についての通知）</p> <p>第12条 学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で、<u>視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者</u>になった者があるときの通知は、通知書（別記第13号様式）をもってしなければならない。 （出席の督促等）</p> <p>第14条 学齢児童又は学齢生徒（<u>認定特別支援学校就学者</u>を含む。）の保護者で当該学齢児童又は学齢生徒に関する就学義務を怠っていると認められるときの出席の督促は、通知書（別記第15号様式）をもってする。</p> <p>2 保護者が前項の出席督促書の受理を拒んだとき、又は住所若しくは居所が知れないために通知書の送達ができないときは、通知書を公示するものとし、公示の日から15日を経過した日をもって、当該通知書の送達があったものとみなす。 （猶予又は免除の願出）</p> <p>第15条 就学義務の猶予又は免除についての願出は、<u>願書</u>（別記第16号様式）をもってしなければならない。</p>	<p>2 児童生徒等の就学すべき学校の指定の変更等についての通知は、通知書（別記第5号様式及び別記第6号様式）をもってする。 （<u>視覚障害、聴覚障害者</u>についての通知）</p> <p>第12条 学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で、<u>視覚障害者又は聴覚障害者</u>になった者があるときの通知は、通知書（別記第13号様式）をもってしなければならない。 （出席の督促等）</p> <p>第14条 学齢児童又は学齢生徒（<u>視覚障害、聴覚障害者</u>を含む。）の保護者で当該学齢児童又は学齢生徒に関する就学義務を怠っていると認められるときの出席の督促は、通知書（別記第15号様式）をもってする。</p> <p>2 保護者が前項の出席督促書の受理を拒んだとき、又は住所若しくは居所が知れないために通知書の送達ができないときは、通知書を公示するものとし、公示の日から15日を経過した日をもって、当該通知書の送達があったものとみなす。 （猶予又は免除の願出）</p> <p>第15条 就学義務の猶予又は免除についての願出は、<u>願い書</u>（別記第16号様式）をもってしなければならない。</p>

改正後

第1号様式（第3条関係）

学 齡 簿

住民コード： 作成日： 年 月 日

児童 情報 報	カナ氏名		性別		保護者との続柄		学年	年
	氏名		年齢	歳	生年月日	年 月 日	援助	
	現住所		小学校区				特別	
	前住所		中学校区				遅れ年数	年
保護者 情報 報	カナ氏名		身 元 引 受 情 報	カナ氏名				
	氏名			氏名				
	住所			住民コード				
	児童との関係			区分				
小 学 校 情 報	学校名		入学日	年 月 日	卒業日	年 月 日		
			転入学日	年 月 日	転学日	年 月 日		
	区域外就学 内容	年 月 日～	年 月 日					
	指定外就学 内容	年 月 日～	年 月 日					
	就学の督促等 内容	年 月 日～	年 月 日					
猶予又は免除 内容	年 月 日～	年 月 日						
中 学 校 情 報	学校名		入学日	年 月 日	卒業日	年 月 日		
			転入学日	年 月 日	転学日	年 月 日		
	区域外就学 内容	年 月 日～	年 月 日					
	指定外就学 内容	年 月 日～	年 月 日					
	就学の督促等 内容	年 月 日～	年 月 日					
猶予又は免除 内容	年 月 日～	年 月 日						
備 考						備考記入日	年 月 日	

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

保護者の住所
氏名

児童生徒等の住所変更について（届出）

次のとおり住所地を変更しましたので、お届けします。

ふりがな		生年月日		性別	
氏 名		保護者との続柄			
本 籍					
現 住 所					
旧 住 所					

第2号様式（第4条関係）



住所

保護者氏名 様

（児童氏名 様）

入 学 通 知 書

鹿 屋 市 役 所	
〒	—
住 所	
鹿屋市教育委員会 学校教育課	
電話	（内線 ）

保護者氏名 様

入 学 通 知 書

児童生徒名			
生年月日	年 月 日	性別	
入学期日			
入学式の日			
入学指定校			

上記のとおり指定された学校に入学させてください。
入学式の期日、就学準備等については別途学校長が
通知します。

年 月 日

鹿屋市教育委員会 印

<<入学についての注意>>

1. 入学式当日は保護者同伴のうえ、この通知書を持ってきてください。
2. 病気などのため就学が困難と思われる場合は、速やかに教育委員会へご連絡ください。
3. 記載内容に違いがある場合又は氏名、住所などを変更される場合は、必ず教育委員会へお届けください。
4. 私立の小中学校などに入学する方はその学校が発行する入学許可通知書の写しと、この通知書を教育委員会までお届けください。（郵送可）
5. 特別な事情により、指定された学校の変更を希望される方は、速やかに教育委員会へご相談ください。

鹿屋市教育委員会

鹿屋市役所 6 F 学校教育課
電話 （内線 ）

第2号様式（第4条関係）

住所 _____

氏名 _____ 様

入 学 通 知 書 No.

就学児 児童名	生 年 月 日	
	. . .	
入 学 期 日	年 月 日	
入学指定校	鹿屋市立	小学校
	鹿屋市立	中学校

上記のとおり指定された学校に入学させてください。入学式の期日、就学準備等については、別途学校長が通知します。

年 月 日

鹿屋市教育委員会 印

改正後

改正前

第2号様式2 (第4条関係)

〒 -
 (住所) 年 月 日

(保護者氏名) 様
 鹿屋市教育委員会 印

入 学 通 知 書

下記のとおり指定された学校に入学させてください。
 入学式の日程、就学準備等については別途学校長が通知します。

記

児童・生徒氏名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	
入 学 期 日	年 月 日		
入 学 指 定 学 校			
入 学 式 年 月 日	年 月 日		

改正後

改正前

削除

第3号様式（第6条関係）

(文書番号)

年 月 日

学校長 様

鹿屋市教育委員会 印

就学すべき児童生徒について（通知）

貴校に就学すべき児童生徒を次のとおり通知します。

入学については、保護者と連絡のうち遺憾のないようお願いします。

入学理由	本籍	現住所	保護者氏名	続柄	学年	児童生徒氏名 生年月日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日

改正後

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

保護者の住所 _____
 氏名 _____
 (TEL _____ - _____)

就学すべき学校の指定の変更について(申立て)

私の保護している子供の就学すべき学校の指定を次のとおり変更して下さるよう申し立てます。
 なお、通学については保護者で責任を持ちます。また、申立て内容が事実と相違したときや許可期間終了後は、教育委員会の指示に従うことを誓約します。

児童生徒氏名	性別	生年月日	学年	通学希望学校名	住所地の指定学校名
別紙	男	年 月 日	年	学校	学校
①	女	年 月 日	年	学校	学校
別紙	男	年 月 日	年	学校	学校
②	女	年 月 日	年	学校	学校
別紙	男	年 月 日	年	学校	学校
③	女	年 月 日	年	学校	学校
希望する期間 (許可期間)	①	年 月 日 ~ 年 月 日			
	②	年 月 日 ~ 年 月 日			
	③	年 月 日 ~ 年 月 日			

変更申立ての理由

- 1 学年途中で転居したが、引き続き転居前の学校に通学させたい。
※小学1～4年生:学年末まで許可 小5～6年生、中学生:卒業まで許可
- 2 指定学校から遠距離(小学校:4 km、中学校:6 km以上)に住んでいるため、近くの学校に通学させたい。
- 3 転居予定(年 月 日)のため、転居先・転居前の学校に通学させたい。
- 4 小学生で帰宅後保護監督者が留守にするため、預かり先(学童・親戚)のある学校区に通学させたい。
- 5 指定学校に特別支援学級がないため、最寄りの学校の特別支援学級に入級させたい。
- 6 指定学校と希望する学校の境界地域(学校変更許可指定地域)に住んでいるため、通学させたい。
- 7 就学すべき指定の変更許可を受けている兄弟姉妹の卒業まで、同じ学校に通学させたい。
- 8 指定された中学校に希望する部活動(部)がないため、同部のある学校に通学させたい。

備考

備考 必要に応じて、適宜補正して使用することができるものとする。

改正前

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

保護者住所

氏名

就学すべき学校の指定の変更について(申立て)

私の保護している(児童生徒氏名)の就学すべき学校の指定を次のとおり変更し
 て下さるよう申し立てます。

- 1 指定を受けた学校
- 2 変更しようとする学校
- 3 変更申立ての理由

改正後

第5号様式（第7条関係）

（保護者氏名） 様
年 月 日

就学すべき学校の指定の変更について（通知）

あなたから、年 月 日付けをもって申し立てのあった理由を相当と認め、
（児童生徒等の氏名）の就学すべき学校の指定を、次のとおり変更します。

- 1 新たに指定する学校
- 2 指定を受けた学校
- 3 就学許可期間

年 月 日から
年 月 日まで

（附帯事項）

備考 必要に応じて、適宜補正して使用することができるものとする。

鹿屋市教育委員会 印

改正前

第5号様式（第7条関係）

鹿屋市教育委員会達 第 号
（保護者の住所及び氏名）

就学すべき学校の指定の変更について（通知）

あなたから 月 日付けをもって申立てのあった理由を相当と認め、（児童
生徒等の氏名）の就学すべき学校の指定を次のとおり変更します。

- 1 新たに指定する学校
- 2 入 学 期 日
- 3 従前に指定した学校

年 月 日

鹿屋市教育委員会 印

改正後

改正前

第6号様式（第7条関係）

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

学校長 様

鹿屋市教育委員会 印

就学すべき学校の指定の変更について（通知）

年 月 日付け（文書番号）をもって通知した貴校への入学予定児童生徒について、下記のとおり就学すべき学校の指定の変更申立てがありましたので通知します。

記

児童・生徒氏名 学年・生年月日	性別	保護者氏名	現住所	就学校	許可理由 許可期間
					(許可理由)
					(許可期間) 年 月 日から 年 月 日まで

備考 必要に応じて、適宜補正して使用することができるものとする。

(文書番号)

年 月 日

学校長 様

鹿屋市教育委員会 印

就学すべき学校の指定の変更について（通知）

年 月 日付け（文書番号）をもって通知した貴校に就学すべき児童生徒のうち、次の者については、その就学すべき学校を貴校とした指定を変更します。

児童生徒の氏名

改正後

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

（保護者の住所及び氏名）

区域外就学について（届出）

私の保護している（児童生徒氏名）は（学校名）学校に入学させますので、
お届けします。

添付書類 承諾書（入学させる学校管理者が交付したもの）

改正前

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

（保護者の住所及び氏名）

区域外就学について（届出）

私の保護している（児童生徒氏名）は（市町村）立（小中）学校に就学させます
ので、お届けします。

添付書類 承諾書（就学させる学校管理者が交付したもの）

改正後

改正前

第8号様式 (第9条関係)

第8号様式 (第9条関係)

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

保護者の住所 _____
 氏名 _____
 (TEL _____ - _____ - _____)

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

区域外就学について(お願い)

(保護者の住所及び氏名)

私の保護している子供を次の理由で、貴市立学校に就学させてくださるようお願いいたします。なお通学については保護者で責任を持って送迎します。また、申立て内容が事実と相違したときや許可期間終了後は、教育委員会の指示に従うことを誓約します。

区域外就学について (お願い)

児童生徒氏名	性別	生年月日	学年	通学希望学校名	住所地の指定学校名
㊦	男	年 月 日	年	学校	学校
①	女	年 月 日	年	学校	学校
㊦	男	年 月 日	年	学校	学校
②	女	年 月 日	年	学校	学校
㊦	男	年 月 日	年	学校	学校
③	女	年 月 日	年	学校	学校
希望する期間 (許可期間)	①	年 月 日 ~ 年 月 日			
	②	年 月 日 ~ 年 月 日			
	③	年 月 日 ~ 年 月 日			

私の保護している(児童生徒氏名)を次の理由で、貴市立(小中)学校に就学させてくださるようお願いいたします。

理 由

変更申立ての理由

- 1 学年途中で転居したが、引き続き転居前の学校に通学させたい。
 ※小学1~4年生:学年末まで許可 小5~6年生、中学生:卒業まで許可
- 2 転居予定(年 月 日)のため、転居先・転居前の学校に通学させたい。
- 3 小学生で帰宅後保護監督者が留守にするため、預かり先(学童・親戚)のある学校区に通学させたい。
- 4 指定学校と希望する学校の境界域(学校変更許可指定地域)に居住しているため、通学させたい。
- 5 就学すべき指定の変更許可を受けている兄弟姉妹の卒業まで、同じ学校に通学させたい。
- 6 その他(備考欄に記載、具体的に)

備考

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

備考 必要に応じて、適宜補正して使用することができるものとする。

改正後

第9号様式（第9条関係）

(文書番号)
年 月 日

保護者氏名 様

就学すべき学校の指定の変更について

あなたから、年 月 日付けをもって申し立てのあった件について、関係
教育委員会と協議の結果、理由が妥当であると認められましたので、(児童生徒氏名)
の就学すべき学校の指定を、次のとおりとします。

- 1 新たに指定する学校
- 2 指定を受けた学校
- 3 就学許可期間 年 月 日から
年 月 日まで

※ 住所異動等申請内容に変更が生じた場合、許可期間は、その変更日の生じた
学期終了までとなります。

(附帯事項)

備考 必要に応じて、適宜補正して使用することができるものとする。

鹿屋市教育委員会 印

改正前

第9号様式（第9条関係）

鹿屋市教育委員会指令 第 号

(保護者の住所及び氏名)

あなたから 年 月 日付けで願出のあった(児童生徒氏名)の当市
立(小中)学校への就学を承諾します。

年 月 日

鹿屋市教育委員会 印

改正後

第10号様式（第9条関係）

(文書番号)
年 月 日

学校長 様

鹿屋市教育委員会

区域外通学許可通知書

区域外就学申請のあった下記の者について、関係教育委員会と協議した結果、その理由が妥当と認められましたので、通知します。

記

就学希望校 学年 性別	児童生徒氏名 生年月日	保護者氏名	転居先住所	許可理由 許可期間
				(許可理由) (許可期間) 年 月 日から 年 月 日まで

備考 必要に応じて、適宜補正して使用することができるものとする。

改正前

第10号様式（第9条関係）

(文書番号)
年 月 日

学校長 様

鹿屋市教育委員会 印

区域外から就学する児童生徒について（通知）

このことについて次のとおり通知します。

本 籍	現 住 所	保護者氏名	続柄	学年	児童生徒氏名 生 年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日

改正後

第12号様式（第11条関係）

(文書番号)
年 月 日

(市町村)教育委員会 様

学校長 印

学齢児童（生徒）の退学について（通知）

貴市に住所を有し、本校に在学していた次の者が本校の全課程を終了する前に退学しましたので、通知します。

児童 生徒	氏名	生 年 月 日	性別	住 所	在学 学年	保 護 者 氏 名	続柄	退 学 年 月 日	退 学 理 由

備考 退学後の新しい住所、新たに就学しようとする学校等

改正前

第12号様式（第11条関係）

(文書番号)
年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

学校長 印

学齢児童（生徒）の退学について（通知）

貴市に住所を有し、本校に在学していた次の者が本校の全課程を終了する前に退学しましたので、通知します。

児童 生徒	氏名	生 年 月 日	性別	住 所	在学 学年	保 護 者 氏 名	続柄	退 学 年 月 日	退 学 理 由

備考 退学後の新しい住所、新たに就学しようとする学校等

改正後

第13号様式（第12条関係）

(文書番号)
年 月 日

鹿屋市教育委員会 殿

学 校 名
校 長 名

視覚障害者等になったもの等について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

番号	児童生徒等の氏名 (生年月日)	性別	学年	児童生徒等の住所	保護者の氏名	続柄	保護者の住所	障害の区分	当該児童生徒の望ましい就学についての意見

備考 必要があるときは、適宜補正して使用するものとする。

改正前

第13号様式（第12条関係）

(文書番号)
年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

学校長 印

視覚障害者（聴覚障害者）になった者について（通知）

本校に在学する学齢児童（生徒）のうち次の者は、視覚障害者（聴覚障害者）になったので通知します。

氏名	生年月日	性別	住所	視覚障害、聴覚障害者の区別	在学年	保護者の氏名	住所	続柄

備考 視覚障害者（聴覚障害者）になった主な理由、年月日、今後の教育上必要と認める措置等

議案第25号

鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱の一部を改正する告示について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和5年3月15日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

補助対象外の地区へ年度途中での住所異動等に対応するため、本案を提出するものである。

鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱の一部を改正する告示

鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱（平成18年鹿屋市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 4 住所変更等により、年度途中において補助対象ではなくなった者については、その事由が発生した日の属する月までの月割額を交付するものとする。また、新たに補助対象となり、補助金交付申請書の提出があった者は、事実が生じた日の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から月割額を交付するものとする。ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から月割額を交付するものとする。
- 5 前項で算定した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱 平成18年1月1日教育委員会告示第2号 (補助の対象及び額)</p> <p>第4条 この補助金は、遠距離通学者の保護者に対し、次に掲げる額を交付するものとする。</p> <p>(1) 小学校 4キロメートル以上6キロメートル未満 年額8,000円以内 6キロメートル以上 年額12,000円以内</p> <p>(2) 中学校 6キロメートル以上7キロメートル未満 年額12,000円以内 7キロメートル以上 年額16,000円以内</p> <p>2 スクールバス等(市が遠距離通学者の送迎業務の委託契約したタクシーを含む。)を利用し、又は教育委員会が指定した学校を変更して通学する児童及び生徒については、補助の対象としない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、輝北地区上場団地から通学する児童及び生徒については、年額20,000円を交付する。</p> <p><u>4 住所変更等により、年度途中において補助対象ではなくなった者については、その事由が発生した日の属する月までの月割額を交付するものとする。また、新たに補助対象となり、補助金交付申請書の提出があった者は、事実が生じた日の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から月割額を交付するものとする。ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から月割額を交付するものとする。</u></p> <p><u>5 前項で算定した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p>	<p>○鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱 平成18年1月1日教育委員会告示第2号 (補助の対象及び額)</p> <p>第4条 この補助金は、遠距離通学者の保護者に対し、次に掲げる額を交付するものとする。<u>ただし、鶴峰小学校の遠距離通学者については、年額20,000円以内とする。</u></p> <p>(1) 小学校 4キロメートル以上6キロメートル未満 年額8,000円以内 6キロメートル以上 年額12,000円以内</p> <p>(2) 中学校 6キロメートル以上7キロメートル未満 年額12,000円以内 7キロメートル以上 年額16,000円以内</p> <p>2 スクールバス等(市が遠距離通学者の送迎業務の委託契約したタクシーを含む。)を利用し、又は教育委員会が指定した学校を変更して通学する児童及び生徒については、補助の対象としない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、輝北地区上場団地から通学する児童及び生徒については、年額20,000円を交付する。</p>

議案第26号

鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和5年3月15日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和5年度より給食費の負担軽減事業を行うため、本案を提出するものである。

鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世代が抱える経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において鹿屋市立小学校又は中学校（以下「市立学校」という。）の学校給食費の一部を軽減するための鹿屋市学校給食費の負担軽減に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又は保護者に準ずる者として教育長が認める者をいう。
- (3) 給食会計責任者 鹿屋市立学校給食センター運営要綱（平成22年鹿屋市教育委員会告示第3号）第3条の規定により給食会計の会計責任者である学校給食センター所長をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、学校給食費に係る保護者の負担の軽減を実施する給食会計責任者とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、鹿屋市立学校給食センター運営要綱第4条第1項の規定により各市立学校の学校給食センター運営委員会の承認を受けて決定した学校給食費から、次の各号のいずれかの援助等を受けている保護者に養育される児童又は生徒（学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。）に係る学校給食費を控除した額とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助
- (2) 鹿屋市就学援助費支給要領（平成20年4月1日制定）第4条第7号の規定による学校給食費の就学援助
- (3) 他市町村の制度による学校給食費の補助又は免除

2 補助金の補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定通知)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

- 2 前項の場合において市長は、必要があると認めたときは条件を付するものとする。

(事業内容の変更)

第7条 前条第1項の補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、鹿屋市立学校給食センター運営要綱第4条第1項ただし書の規定による学校給食費の変更があった場合は、規則第8条第1項の計画変更承認申請書（規則別記第4号様式）を市長に提出してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、規則第8条第2項の補助金等変更交付決定通知書（規則別記第5号様式）により通知する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、毎会計年度1学期及び2学期の終業式の日から起算して30日以内に鹿屋市学校給食費負担軽減補助金1学期（2学期）報告書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに鹿屋市学校給食費負担軽減補助金実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条第2項の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付確定通知書（別記第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 印

鹿屋市学校給食費の負担軽減に関する補助金の交付について、鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助事業の経費の配分

事業種目	事業費 (給食費)	財源内訳（見込）			
		市補助金	要保護・ 準要保護(A)	保護者負担 (A)の対象者除く	その他
学校給食費会計	円	円	円	円	円

3 事業の予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 補助金の額及び算出の基礎

5 添付書類

(1) 予算書の写し

(2) 事業計画書（年間献立計画）

鹿教学第 号

年 月 日

様

鹿屋市長

印

鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市学校給食費の負担軽減に関する補助金の交付について、鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第6条の規定に基づき、内容審査したところ適当と認めましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付決定に付した条件

第3号様式（第8条関係）

鹿屋市学校給食費負担軽減補助金実績報告書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 印

年 月 日付け鹿教学第 号で交付決定通知を受けた鹿屋市学校給食費の負担軽減に関する補助金については、下記のとおり補助事業が完了したので、鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の交付決定額 一金 円

2 補助事業の成果

3 事業実績

事業種目	実績に伴う 給食費	財源内訳			
		市補助金	要保護・ 準要保護	保護者負担	その他
学校給食費会計	円	円	円	円	円

4 事業完了期日 年 月 日

5 添付書類

(1) 事業実績

鹿教学第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付確定通知書

年 月 日付け鹿教学第 号で交付決定した鹿屋市学校給食費の負担軽減に関する補助金について、実績報告書等を精査した結果、鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり確定したので通知します

記

1	交付確定額	一金	円
2	交付決定額	一金	円
3	概算交付済額	一金	円
4	差引精算額	一金	円

議案第27号

鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和5年3月15日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和4年12月議会で鹿屋市奨学資金条例の一部改正に伴い、様式など整備のため、本案を提出するものである。

鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市奨学資金条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第206号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の次に次の1項を加える。

（改正条例附則第4項に定める書面）

- 7 鹿屋市奨学資金条例の一部を改正する条例（令和4年鹿屋市条例第29号）附則第4項の市長が別に定める書面は、奨学資金返還期間変更申出書（別記第16号様式）とする。別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、令和5年3月15日から施行する。

鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市奨学資金条例施行規則 平成18年1月1日規則第206号</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の輝北町奨学資金の貸与に関する条例施行規則（昭和37年輝北町教委規則第1号）、串良町育英奨学資金条例施行規則（昭和47年串良町教育委員会規則第1号）又は鹿屋市奨学資金条例施行規則（平成14年鹿屋市規則第1号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>3 施行日の前日までに、合併前の規則の規定により貸与された奨学資金については、なお、合併前の規則の例による。 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う奨学資金の申請等の特例)</p> <p>4 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、家計が急変した世帯に属する者が奨学資金の貸与を受けようとするときは、第3条第1項各号の規定にかかわらず、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 奨学資金貸与申請書（新型コロナウイルス感染症関係）（別記第14号様式） (2) 学生証の写しその他在学の確認できる書類 (3) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>○鹿屋市奨学資金条例施行規則 平成18年1月1日規則第206号</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の輝北町奨学資金の貸与に関する条例施行規則（昭和37年輝北町教委規則第1号）、串良町育英奨学資金条例施行規則（昭和47年串良町教育委員会規則第1号）又は鹿屋市奨学資金条例施行規則（平成14年鹿屋市規則第1号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>3 施行日の前日までに、合併前の規則の規定により貸与された奨学資金については、なお、合併前の規則の例による。 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う奨学資金の申請等の特例)</p> <p>4 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、家計が急変した世帯に属する者が奨学資金の貸与を受けようとするときは、第3条第1項各号の規定にかかわらず、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 奨学資金貸与申請書（新型コロナウイルス感染症関係）（別記第14号様式） (2) 学生証の写しその他在学の確認できる書類 (3) その他市長が必要と認める書類</p>

改正後	改正前
<p>5 前項の場合において、第3条第2項中「2人が連署」とあるのは「1人が記名押印」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第4条第2項の規定にかかわらず、前2項の規定により奨学資金の申請を行い、奨学生の決定の通知を受けた者は、速やかに誓約書（新型コロナウイルス感染症関係）（別記第15号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>（改正条例附則第4項に定める書面）</u></p> <p>7 <u>鹿屋市奨学資金条例の一部を改正する条例（令和4年鹿屋市条例第29号）附則第4項の市長が別に定める書面は、奨学資金返還期間変更申出書（別記第16号様式）とする。</u></p>	<p>5 前項の場合において、第3条第2項中「2人が連署」とあるのは「1人が記名押印」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第4条第2項の規定にかかわらず、前2項の規定により奨学資金の申請を行い、奨学生の決定の通知を受けた者は、速やかに誓約書（新型コロナウイルス感染症関係）（別記第15号様式）を市長に提出しなければならない。</p>

改正後

第1号様式（第3条関係）

（表）

第1号様式（第3条関係）

奨学資金貸与申請書

本人	フリガナ				生年月日		
	氏名				年	月	日
	現住所				電話番号		
	在学学校	名称	立	学校	科	年	
		所在地					
進学予定校	立		学校	学部	科		
貸与希望期間	年		月	から	年	月	まで（年間）
第一連帯保証人（自署）	フリガナ				続柄	年	収入
	氏名						円
	現住所				電話番号		
	勤務先				電話番号		
第二連帯保証人（自署）	フリガナ				続柄	年	収入
	氏名						円
	現住所				電話番号		
	勤務先				電話番号		
家族状況	続柄	氏名	年齢	職業又は学校・学年	年	収入	
							円
							円
							円
							円
							円
							円

改正前

第1号様式（第3条関係）

奨学資金貸与申請書

本人	フリガナ			性別	生	年	月	日
	氏名				年	月	日	
	現住所			電話番号				
	在学学校	名称	立	学校	科	年		
		所在地						
進学予定校	立		学校	学部	科			
貸与希望期間	年		月	から	年	月	まで（年間）	
第一連帯保証人（自署）	フリガナ			続柄	年	収入		
	氏名						円	
	現住所			電話番号				
	勤務先			電話番号				
第二連帯保証人（自署）	フリガナ			続柄	年	収入		
	氏名						円	
	現住所			電話番号				
	勤務先			電話番号				
家族状況	続柄	氏名	年齢	職業又は学校・学年	年	収入		
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	

改正後

改正前

(裏)

家族の生活状況及び奨学資金を必要とする理由			
備 考	<input type="checkbox"/> 生活保護を受けている	<input type="checkbox"/> 就学援助を受けている	
	<input type="checkbox"/> 授業料が免除されている	<input type="checkbox"/> 本人が現在奨学生である	
考	<input type="checkbox"/> 本人が現在奨学生である	貸与月額	円)
	(奨学資金制度名)	
本 人 履 歴	<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹が現在奨学生である	奨学資金制度名)
	(奨学生氏名)	
本 人 履 歴	年 月 立	小学校 卒業	
	年 月 立	中学校 卒業・卒業見込	
	年 月 立	入学	
	年 月 立	卒業・卒業見込	

家族の生活状況及び奨学資金を必要とする理由			
備 考	<input type="checkbox"/> 生活保護を受けている	<input type="checkbox"/> 就学援助を受けている	
	<input type="checkbox"/> 授業料が免除されている	<input type="checkbox"/> 本人が現在奨学生である	
考	<input type="checkbox"/> 本人が現在奨学生である	貸与月額	円)
	(奨学金制度名)	
本 人 履 歴	<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹が現在奨学生である	奨学金制度名)
	(奨学生氏名)	
本 人 履 歴	年 月 立	小学校 卒業	
	年 月 立	中学校 卒業・卒業見込	
	年 月 立	入学	
	年 月 立	卒業・卒業見込	

年 月 日

鹿屋市長 様

貴市奨学資金の貸与を受けたく保証人連署の上申請いたします。なお、貴市が奨学資金の選考資料、奨学資金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

また、採用の上は奨学生としての本分を尽くすことはもちろん、奨学資金の返還その他の義務についても規定に従い誠実に履行し、署名連帯の責任を負いますことを誓約いたします。

本 人 氏名 印

第一連帯保証人 氏名 印

第二連帯保証人 氏名 印

年 月 日

鹿屋市長 様

貴市奨学資金の貸与を受けたく保証人連署の上申請いたします。なお、貴市が奨学資金の選考資料、奨学資金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

また、採用の上は奨学生としての本分を尽くすことはもちろん、奨学資金の返還その他の義務についても規定に従い誠実に履行し、署名連帯の責任を負いますことを誓約いたします。

本 人 氏名 印

連帯保証人 氏名 印

連帯保証人 氏名 印

注1 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑を押印すること。

2 第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、ともに返還保証能力があり、その履行を誓約する成年者とし、自己破産者（免責になった者も含む。）は不可とする。なお、第一連帯保証人は、原則として保護者又は親権者とする。いない場合は、兄弟又はこれに代わる者とし、第二連帯保証人は、第一連帯保証人とは別生計の者とする。

御記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用しません。

注1 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑を押印すること。

2 第一連帯保証人は、原則として保護者又は親権者とする。保護者又は親権者がいない場合は、兄弟又はこれに代わる者。第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、保証能力のある成年者とし、第二連帯保証人は、第一連帯保証人とは別生計の者とする。自己破産者（免責になった者も含む。）は不可

御記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用しません。

改正後

第2号様式（第3条関係）

第2号様式（第3条関係）

奨学生推薦書

フリガナ	生 年 月 日	
氏 名	年 月 日	
現 住 所		
出身学校	立 学校 科 年 月 日 卒業・卒業見込	
推 薦 理 由 (学業成績・学習態度・性格・人物・健康・課外活動等)		
鹿屋市長 様 年 月 日 上記の者は、鹿屋市の奨学生として適当であると認め推薦します。		
学校名 学校長氏名 印		

改正前

第2号様式（第3条関係）

奨 学 生 推 薦 書

フリガナ		性別	生 年 月 日
氏 名			年 月 日
現 住 所			
出身学校	立 学校 科 年 月 日 卒業・卒業見込		
推 薦 理 由 (学業成績・学習態度・性格・人物・健康・課外活動等)			
鹿屋市長 様 年 月 日 上記の者は、鹿屋市の奨学生として適当であると認め推薦します。			
学校名 学校長氏名 印			

改正後

第10号様式（第8条関係）

第10号様式（第8条関係）

奨学資金借用証書

借用金額 _____円

私は貴市奨学生として、上記金額を借用しました。
 ついては、貴市奨学資金の規程に従い私ども連帯して奨学金返還計画書のとおり、相違なく返還することを誓約いたします。
 なお、貴市が奨学資金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。
 また、奨学金返還計画書に基づく各返還期日までに返還しなかった場合、当然に期限の利益を失い、返還期日にかかわらず既に貸与を受けた奨学金に対する残金一括返還の請求を受けることについて異存ありません。

年 月 日

鹿屋市長 様

奨学生 本人	決定番号	第 号	学校名	学校	
	現住所				印
	氏名	電話番号			
第一連帯 保証人	現住所				印
	氏名	電話番号			
	勤務先	続柄			
第二連帯 保証人	現住所				印
	氏名	電話番号			
	勤務先	続柄			

注1 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑を押印すること。
 注2 第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、ともに返還保証能力があり、その履行を誓約する成年者とし、自己破産者（免責になった者も含む。）は不可とする。なお、第一連帯保証人は、原則として保護者又は親権者とする。いない場合は、兄弟又はこれに代わる者とし、第二連帯保証人は、第一連帯保証人とは別生計の者とする。
 御記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用しません。

改正前

第10号様式（第8条関係）

奨学資金借用証書

借用金額 _____円

私は貴市奨学生として、上記金額を借用しました。
 ついては、貴市奨学資金の規程に従い私ども連帯して奨学金返還計画書のとおり、相違なく返還することを誓約いたします。
 なお、貴市が奨学資金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。
 また、奨学金返還計画書に基づく各返還期日までに返還しなかった場合、当然に期限の利益を失い、返還期日にかかわらず既に貸与を受けた奨学金に対する残金一括返還の請求を受けることについて異存ありません。

年 月 日

鹿屋市長 様

奨学生 本人	決定番号	第 号	学校名	学校	
	現住所				印
	氏名	電話番号			
第一連帯 保証人	現住所				印
	氏名	電話番号			
	勤務先	続柄			
第二連帯 保証人	現住所				印
	氏名	電話番号			
	勤務先	続柄			

注1 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑を押印すること。
 注2 第一連帯保証人は、原則として保護者又は親権者とする。保護者又は親権者がいない場合は、兄弟又はこれに代わる者。
 第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、保証能力のある成年者とし、第二連帯保証人は、第一連帯保証人とは別生計の者とする。自己破産者（免責になった者も含む。）は不可

御記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用しません。

改正後

奨学資金返還計画書

決定番号	フリガナ		生年月日	
第号	氏名		年月日	
就職先 (進学先)	名称			
	所在地	電話番号		
貸与総額	円	貸与期間	年 月から 年 月まで	
返還総額	円	返還期間	年 月から 年 月まで	
返還年額	年度	円	年度	円
	年度	円	年度	円
	年度	円	年度	円
	年度	円	年度	円
	年度	円	年度	円
返還方法	割賦方法 (いずれかに○)	返還月	返還回数	割 賦 金
	1 月 賦	毎 月	回	円
	2 半 年 賦	月・月	回	円
	3 年 賦	月	回	円

注 返還方法は、希望する割賦方法の数字を○で囲んでください。また、半年賦・年賦を選んだ人は、希望する返還月を記入してください。表示がない場合は、12月の年賦返還とします。

改正前

奨学資金返還計画書

決定番号	フリガナ		性別	生年月日
第号	氏名			年月日
就職先 (進学先)	名称			
	所在地	電話番号		
貸与総額	円	貸与期間	年 月から 年 月まで	
返還総額	円	返還期間	年 月から 年 月まで	
返還年額	年度	円		
	年度	円		
	年度	円		
	年度	円		
	年度	円		
返還方法	割賦方法	返還月	返還回数	割 賦 金
	1 月 賦	毎 月	60回	円
	2 半 年 賦	月・月	10回	円
	3 年 賦	月	5回	円

注 返還方法は、希望する割賦方法の数字を○で囲んでください。また、半年賦・年賦を選んだ人は、希望する返還月を記入してください。表示がない場合は、12月の年賦返還とします。

改正後

改正前

第16号様式（附則第7項関係）

第16号様式（附則第7項関係）

奨学資金返還期間変更申出書

年 月 日

鹿屋市長 様

決定番号 第 号
本人 氏名

連帯保証人 氏名

下記のとおり、奨学資金返還期間の変更を申し出ます。

記

1 返還年数

変更前 年

変更後 年

2 返還期間

変更前 年 月から 年 月まで

変更後 年 月から 年 月まで

議案第28号

令和4年度教育委員会点検・評価について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和5年3月15日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和4年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価をするため、本案を提出するものである。

議案第29号

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和5年3月15日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

団体登録申請及び施設利用申請手続きを一元化することで事務の簡素化を図るとともに、使用料の納期限を前月末日から利用日前日までとすることで、利用者の利便性が図られるため、本案を提出するものである。

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「登録手続」を「登録・利用手続」に改め、同条第1項中「学校体育施設利用団体登録申請書（別記第1号様式）を、学校開放運営協議会を経由して」を「利用希望日の属する月の前月の25日（25日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。））、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日、日曜日又は土曜日でない日）までに学校体育施設利用団体登録・利用許可申請書（別記第1号様式）を学校開放運営協議会の審査を経て」に改め、同条第2項中「学校体育施設利用団体登録証」を「学校体育施設利用団体登録・利用許可証」に改める。

第8条を削る。

第9条第1項中「施設を利用した利用登録団体」を「前条第2項の学校体育施設利用団体登録・利用許可証を交付された団体は、施設を利用したとき」に、「別記第5号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第2項中「別記第6号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条中「、設備」を「及び設備」に改め、同条を第11条とする。

第13条第2項第1号中「、又は」を「、若しくは」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条第1項中「属する月の前月末日（当該末日）」を「前日（当該日）」に改め、同条第3項中「別記第7号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とする。

別表中「第13条関係」を「第12条関係」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第38号 (施設利用者の登録・利用手続)</p> <p>第7条 施設の開放による利用(子供の遊び場としての利用を除く。以下同じ。)をしようとする団体は、<u>利用希望日の属する月の前月の25日(25日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日、日曜日又は土曜日でない日)までに学校体育施設利用団体登録・利用許可申請書(別記第1号様式)を学校開放運営協議会の審査を経て教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 教育委員会は、学校開放運営協議会の審査に基づき、施設を利用させることが適当であると認めるときは、当該申請団体に<u>学校体育施設利用団体登録・利用許可証</u>(別記第2号様式)を交付するものとする。</p> <p>3 第1項に規定する申請は、鹿屋市に在住(在勤又は在学を含む。)している者が10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体の監督者として成人が含まれる場合に限り行うことができる。</p>	<p>○鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第38号 (施設利用者の登録手続)</p> <p>第7条 施設の開放による利用(子供の遊び場としての利用を除く。以下同じ。)をしようとする団体は、<u>学校体育施設利用団体登録申請書(別記第1号様式)を、学校開放運営協議会を經由して教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 教育委員会は、学校開放運営協議会の審査に基づき、施設を利用させることが適当であると認めるときは、当該申請団体に<u>学校体育施設利用団体登録証</u>(別記第2号様式)を交付するものとする。</p> <p>3 第1項に規定する申請は、鹿屋市に在住(在勤又は在学を含む。)している者が10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体の監督者として成人が含まれる場合に限り行うことができる。 <u>(利用手続)</u></p> <p>第8条 <u>前条第2項の学校体育施設利用団体登録証を交付された団体(以下「利用登録団体」という。)が施設を利用しようとする場合は、利用希望日の属する月の前月の25日(25日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日、日曜日又は土曜日でない日)までに、学校体育施設利用許可申請書(別記第3号様式。以下「申請書」という。)を学校開放運営協議会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>学校開放運営協議会は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を審査し、利用登録団体の利用が、あらかじめ教育委員会が示した許可基準により適当であると認めるときは、学校体育施設利用許可書(別記</u></p>

改正後	改正前
<p>(利用日誌及び実績報告書)</p> <p><u>第8条</u> 前条第2項の学校体育施設利用団体登録・利用許可証を交付された団体は、施設を利用したときは、学校体育施設利用日誌(別記第3号様式)を作成し、管理指導員に提出しなければならない。</p> <p>2 管理指導員は、施設の開放を行った場合は、学校体育施設利用実績報告書(別記第4号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(利用の禁止)</p> <p><u>第9条</u> 次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を認めないものとする。</p> <p>(1) 特別の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための利用その他政治的活動の利用</p> <p>(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教的活動のための利用</p> <p>(3) 専ら営利を目的とするための利用</p> <p>(取消し又は中止)</p> <p><u>第10条</u> 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施細則に違反し、又は管理指導員の指示に従わない利用者に対しては、その利用を取り消し、又は中止を命ずるものとする。</p> <p>(利用者の弁償責任)</p> <p><u>第11条</u> 利用者は、開放学校の施設及び設備を故意又は重大な過失により損傷し、若しくは滅失したときは、弁償の責任を負うものとする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第12条</u> 施設の開放による利用をする場合の鹿屋市立学校施設使用料条例(平成18年鹿屋市条例第186号)第3条ただし書の規定による施設の減額又は免除後の使用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の使用料は、当該各号によるものとする。</p> <p>(1) 市若しくは市の機関が主催し、若しくは共催して行う行事等に使用</p>	<p><u>第4号様式)を交付するものとする。</u></p> <p>(利用日誌及び実績報告書)</p> <p><u>第9条</u> 施設を利用した利用登録団体は、学校体育施設利用日誌(別記第5号様式)を作成し、管理指導員に提出しなければならない。</p> <p>2 管理指導員は、施設の開放を行った場合は、学校体育施設利用実績報告書(別記第6号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(利用の禁止)</p> <p><u>第10条</u> 次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を認めないものとする。</p> <p>(1) 特別の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための利用その他政治的活動の利用</p> <p>(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教的活動のための利用</p> <p>(3) 専ら営利を目的とするための利用</p> <p>(取消し又は中止)</p> <p><u>第11条</u> 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施細則に違反し、又は管理指導員の指示に従わない利用者に対しては、その利用を取り消し、又は中止を命ずるものとする。</p> <p>(利用者の弁償責任)</p> <p><u>第12条</u> 利用者は、開放学校の施設、設備を故意又は重大な過失により損傷し、若しくは滅失したときは、弁償の責任を負うものとする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第13条</u> 施設の開放による利用をする場合の鹿屋市立学校施設使用料条例(平成18年鹿屋市条例第186号)第3条ただし書の規定による施設の減額又は免除後の使用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の使用料は、当該各号によるものとする。</p> <p>(1) 市若しくは市の機関が主催し、又は共催して行う行事等に使用する</p>

改正後	改正前
<p>する場合又は少年団体の活動に伴い使用する場合 免除</p> <p>(2) 市若しくは市の機関が後援して行う行事等に使用する場合 使用料の100分の50相当額を減額</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が必要があると認めた場合教育委員会が認める額を減額又は免除 (減免申請)</p>	<p>場合又は少年団体の活動に伴い使用する場合 免除</p> <p>(2) 市若しくは市の機関が後援して行う行事等に使用する場合 使用料の100分の50相当額を減額</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が必要があると認めた場合教育委員会が認める額を減額又は免除 (減免申請)</p>
<p>第13条 前条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、申請書に減額又は免除を受けようとする理由を記載しなければならない。</p>	<p>第14条 前条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、申請書に減額又は免除を受けようとする理由を記載しなければならない。</p>
<p>(使用料の納入)</p>	<p>(使用料の納入)</p>
<p>第14条 使用料は、使用許可の日から利用する日の<u>前日</u>(当該日が祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日、日曜日又は土曜日でない日)までに教育委員会に納入しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。</p>	<p>第15条 使用料は、使用許可の日から利用する日の<u>属する月の前月末日</u>(当該末日が祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日、日曜日又は土曜日でない日)までに教育委員会に納入しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。</p>
<p>2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号に該当する場合は、還付することができる。</p>	<p>2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号に該当する場合は、還付することができる。</p>
<p>(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。</p>	<p>(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。</p>
<p>(2) 公益上の必要又は市若しくは学校の必要により使用許可を取り消したとき。</p>	<p>(2) 公益上の必要又は市若しくは学校の必要により使用許可を取り消したとき。</p>
<p>(3) 使用者が使用開始前に使用許可の取消しを申し出て、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。</p>	<p>(3) 使用者が使用開始前に使用許可の取消しを申し出て、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。</p>
<p>3 前項の規定により、使用料の還付を求めようとする者は、学校体育施設使用料還付申請書(別記第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>3 前項の規定により、使用料の還付を求めようとする者は、学校体育施設使用料還付申請書(別記第7号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</p>
<p>(雑則)</p>	<p>(雑則)</p>
<p>第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="91 204 353 240">別表（第12条関係）</p> <div data-bbox="107 252 1090 328" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="136 277 192 309">（略）</p> </div> <p data-bbox="129 344 1081 419">備考 使用時間は、3時間を1単位とし、3時間未満の使用については、1単位とみなす。</p>	<p data-bbox="1102 204 1364 240">別表（第13条関係）</p> <div data-bbox="1117 252 2101 328" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1146 277 1202 309">（略）</p> </div> <p data-bbox="1140 344 2094 419">備考 使用時間は、3時間を1単位とし、3時間未満の使用については、1単位とみなす。</p>

改正後

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様
 （ 学校運営協議会会長）

申請団体 名 称
 責任者氏名

年度学校体育施設利用団体登録・利用許可申請書

下記のとおり学校体育施設の利用団体として登録し、学校体育施設を利用したいので、鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則第7条第1項の規定により申請します。

記

利用学校名及び施設	学校 体育館・柔剣道場・屋外運動場・その他（ ）
活 動 内 容	
責任者	住 所
	電 話 番 号
人 員	人（氏名等は別紙のとおり）
利 用 予 定 期 間	月から 月まで
利 用 日 時	

注 この申請書は、利用しようとする学校ごとに提出してください。

審査報告	鹿屋市教育委員会 様 上記団体は、鹿屋市立学校体育施設の開放に当たり、 <input type="checkbox"/> 施設を申請のとおり利用させることが適当であると認めます。 <input type="checkbox"/> 施設を利用させることは適当ではありません。 （理由） 審査日 年 月 日 <div style="text-align: right;">（ ）学校運営協議会 会長 印</div>
------	---

改正前

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様
 （ 学校運営協議会会長）

申請団体 所在地
 名 称
 代表者氏名 印

年度学校体育施設利用団体登録申請書

下記のとおり学校体育施設の利用団体として登録したいので、鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則第7条第1項の規定により申請します。

記

利用学校名及び施設	学校 体育館・柔剣道場・屋外運動場・その他（ ）
活 動 内 容	
団 体 の 名 称	
団 体 の 所 在 地	
活動の責任者	氏 名
	住 所
	電 話 番 号
人 員	人（氏名等は別紙のとおり）

注 この申請書は、利用しようとする学校ごとに提出してください。

審査報告	鹿屋市教育委員会 様 上記団体は、鹿屋市立学校体育施設の開放に当たり、 <input type="checkbox"/> 施設を利用させることが適当であると認めます。 <input type="checkbox"/> 施設を利用させることは適当ではありません。 （理由） 審査日 年 月 日 <div style="text-align: right;">（ ）学校運営協議会 会長 印</div>
------	---

交付決定	上記団体を、 <input type="checkbox"/> 利用団体として認め、団体登録証を交付する。 <input type="checkbox"/> 利用団体として認めない。 （理由） 決裁日 年 月 日	決 裁		
		課長	回 議	担 当

改正後

別紙

団体名 ()

	氏名	住所又は勤務地 (学校名)	年齢 (学年)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

改正前

団体名 ()

	氏名	住所	年齢	勤務地 (学校名)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

改正後	改正前																		
<p>第2号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">鹿屋市教育委員会 （学校運営協議会会長） 印</p> <p style="text-align: center;">学校体育施設利用団体登録・利用許可証</p> <p>学校体育施設の利用について、鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則第7条第2項の規定により下記のとおり許可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"> <tr> <td>利用する施設・器具</td> <td>学校 体育館・柔剣道場・屋外運動場・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>利用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体の名称及び登録番号</td> <td>（ 年 第 号）</td> </tr> <tr> <td>責任者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>登録・利用期間</td> <td>年 月から 年 月まで</td> </tr> <tr> <td>登録許可日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <p>許可に付した条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用する月の前月末日（末日が祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日、日曜日又は土曜日でない日）までに市民スポーツ課、輝北総合支所住民サービス課、串良公民館又は吾平振興会館で使用月分の使用料を前納すること。納付の際は、この許可書を提示すること。 2 施設の使用の際は、本許可証及び使用料の納付済証を帯同すること。また、管理指導員、学校職員等の指示等に従うとともに、使用者の責任において安全対策を指導すること。 3 施設設備の損害、破損等の事故は、使用者の責任において処理すること。 4 校内での喫煙及び火気の取扱いをしないこと。 5 上下履きを区別し、屋内運動場内には絶対に土足で入らないこと。 6 施設の使用後は、必ず清掃し、用具等を所定の位置に戻すこと。 7 施設の使用後は、学校体育施設利用日誌を記入すること。 8 学校の都合若しくは災害の発生により、又はこの許可証の指示事項及び管理指導員の指示に従わないときは、この許可の全て又は一部を取り消すことがあること。 9 その他（ ） 	利用する施設・器具	学校 体育館・柔剣道場・屋外運動場・その他（ ）	利用目的		団体の名称及び登録番号	（ 年 第 号）	責任者氏名		利用者数	人	登録・利用期間	年 月から 年 月まで	登録許可日時		使用料		備考		<p>第2号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">鹿屋市教育委員会 印</p> <p style="text-align: center;">年度学校体育施設利用団体登録証</p> <p>下記のとおり学校体育施設の利用団体として登録しましたので、鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則第7条第2項の規定により交付します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 登録番号 2 団体の名称及び所在地 3 活動の責任者 4 利用学校名 5 登録期間 年 月から 年 月まで
利用する施設・器具	学校 体育館・柔剣道場・屋外運動場・その他（ ）																		
利用目的																			
団体の名称及び登録番号	（ 年 第 号）																		
責任者氏名																			
利用者数	人																		
登録・利用期間	年 月から 年 月まで																		
登録許可日時																			
使用料																			
備考																			

改正後	改正前																									
	<p>第3号様式（第8条、第14条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>学校開放運営協議会会長 様</p> <p style="text-align: right;">申請団体 所在地 名 称 代表者氏名 印</p> <p style="text-align: center;">学校体育施設利用許可申請書</p> <p>下記のとおり学校体育施設を利用したいので、鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則第8条第1項の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">利用する施設・器具</td> <td style="width: 50%;">学校 (屋内運動場(体育館・柔剣道場)・屋外運動場・プール)</td> </tr> <tr> <td>利 用 目 的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体の登録番号</td> <td style="text-align: center;">年度 第 号</td> </tr> <tr> <td>活動の 責任者</td> <td>氏名 連絡先</td> </tr> <tr> <td>利 用 者 数</td> <td style="text-align: center;">男 人 女 人 計 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">利 用 日 時</td> <td>1 利用日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年 月 日 () 時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年 月 日 () 時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年 月 日 () 時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年 月 日 () 時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年 月 日 () 時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年 月 日 () 時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年 月 日 () 時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 合計 日利用</td> </tr> <tr> <td>使用料の減免理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※使用料</td> <td style="text-align: center;">金 円</td> </tr> </table>	利用する施設・器具	学校 (屋内運動場(体育館・柔剣道場)・屋外運動場・プール)	利 用 目 的		団体の登録番号	年度 第 号	活動の 責任者	氏名 連絡先	利 用 者 数	男 人 女 人 計 人	利 用 日 時	1 利用日	年 月 日 () 時 分～ 時 分	年 月 日 () 時 分～ 時 分	年 月 日 () 時 分～ 時 分	年 月 日 () 時 分～ 時 分	年 月 日 () 時 分～ 時 分	年 月 日 () 時 分～ 時 分	年 月 日 () 時 分～ 時 分		2 合計 日利用	使用料の減免理由		※使用料	金 円
利用する施設・器具	学校 (屋内運動場(体育館・柔剣道場)・屋外運動場・プール)																									
利 用 目 的																										
団体の登録番号	年度 第 号																									
活動の 責任者	氏名 連絡先																									
利 用 者 数	男 人 女 人 計 人																									
利 用 日 時	1 利用日																									
	年 月 日 () 時 分～ 時 分																									
	年 月 日 () 時 分～ 時 分																									
	年 月 日 () 時 分～ 時 分																									
	年 月 日 () 時 分～ 時 分																									
	年 月 日 () 時 分～ 時 分																									
	年 月 日 () 時 分～ 時 分																									
	年 月 日 () 時 分～ 時 分																									
	2 合計 日利用																									
使用料の減免理由																										
※使用料	金 円																									

注1 利用日時欄に全てを記入できないときは、任意の継紙に記入し提出すること。
2 ※使用料欄は、記入しないこと。

改正後

改正前

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

様

学校運営協議会会長

印

学校体育施設利用許可書

学校体育施設の利用について、鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則第8条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用する施設・器具	学校 体育館・柔剣道場・屋外運動場・その他（ ）								
利用目的									
団体の名称及び登録番号	（ 年 第 号）								
活動責任者氏名									
利用者数	男	人	女	人	計	人			
利用日時	年	月	日	（ ）	時	分	～	時	分
	年	月	日	（ ）	時	分	～	時	分
	年	月	日	（ ）	時	分	～	時	分
	年	月	日	（ ）	時	分	～	時	分
	年	月	日	（ ）	時	分	～	時	分
	年	月	日	（ ）	時	分	～	時	分
	年	月	日	（ ）	時	分	～	時	分
使用料	金 円								
備考									

許可に付した条件

- 1 使用する月の前月末日（末日が祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日、日曜日、又は土曜日でない日）までに、市民スポーツ課、輝北総合支所住民サービス課、串良公民館又は吾平振興会館で、使用月分の使用料を前納すること。納付の際は、この許可書を提示すること。
- 2 施設の使用の際は、本許可証及び使用料の納付済証を帯同すること。また、管理指導員、学校職員等の指示等に従うとともに、使用者の責任において安全対策を指導すること。
- 3 損害及び施設設備の破損等の事故は、使用者の責任において処理すること。
- 4 校内での喫煙及び火気の取扱いをしないこと。
- 5 上下履きを区別し、屋内運動場内には絶対に土足で入らないこと。
- 6 施設の使用後は、必ず清掃し、用具等を所定の位置に戻すこと。
- 7 施設の使用後は、学校体育施設利用日誌を記入すること。
- 8 学校の都合若しくは災害の発生により、又はこの許可書の指示事項及び管理指導員の指示に従わないときは、この許可の全て又は一部を取り消すことがあること。
- 9 その他（ ）

改正後

第3号様式 (第8条関係)

学校体育施設利用日誌 () 月分

() 学校)

団体名			活動責任者氏名				
使用場所	□屋内運動場 (□体育館□柔剣道場) □屋外運動場 □プール						
活動内容	使用器具:						
利用日	使用時間	利用人数 (内訳)					
		小学生以下	中学生	高校生	~64歳	65歳~	合計
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
月 日	施設の破損、事故等の状況						
. ()							
. ()							
. ()							
. ()							

改正前

第5号様式 (第9条関係)

学校体育施設利用日誌 () 月分

() 学校)

団体名			活動責任者氏名				
使用場所	□屋内運動場 (□体育館□柔剣道場) □屋外運動場 □プール						
活動内容	使用器具:						
利用日	使用時間	利用人数 (内訳)					
		小学生以下	中学生	高校生	~64歳	65歳~	合計
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
. ()	: ~ :	男					
		女					
月 日	施設の破損、事故等の状況						
. ()							
. ()							
. ()							
. ()							

改正後

改正前

第7号様式 (第15条関係)

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

申請団体 所在地

名 称

代表者氏名

印

学校体育施設使用料還付申請書

次のとおり学校体育施設使用料を還付していただきたいので、鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則第15条第3項の規定により申請します。

施 設 名	
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
還付申請額	円
申請理由	

上記申請について、次のとおり決定してよろしいか。

決定区分	<input type="checkbox"/> 還付する。 <input type="checkbox"/> 還付しない。		
還付条件			
鹿屋市教育委員会		還付金額	円
課 長	回 議	担 当	備 考
決 裁 日			
年 月 日			

改正後

改正前

第5号様式 (第14条関係)

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

申請団体 代表者氏名 印
連絡先

学校体育施設使用料還付申請書

次のとおり学校体育施設使用料を還付していただきたいので、鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則第14条第3項の規定により申請します。

施設名	
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
還付申請額	円
申請理由	

上記申請について、次のとおり決定してよろしいか。

決定区分	<input type="checkbox"/> 還付する。 <input type="checkbox"/> 還付しない。	
還付条件		
鹿屋市教育委員会	還付金額	円
備考		

報告(1) 鹿屋市就学援助費支給要領の一部を改正する要領について

鹿屋市就学援助費支給要領（平成20年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第2条中「本市の設置する小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒」の次に「（以下「市立校児童生徒」という。）」を加える。

第8条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、市立校児童生徒にかかる学校給食費については、支給決定を受けた金額の2分の1に相当する金額（以下この項において「保護者負担額」という。）を保護者の指定する口座に口座振替の方法により支払うものとし、当該支給決定を受けた金額から保護者負担額を控除して得た額を鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第 号）第2条第3号に規定する給食会計責任者に支払うものとする。

第8条第3項に後段として次のように加える。

なお、修学旅行実施後は、速やかに精算を行うものとする。

第8条に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合（学校徴収金又は学校給食費の滞納者等）及び保護者の申出がある場合は、学校長を代理人として、学校長の口座に振り込むことができる。

第11条を次のように改める。

（返還）

第11条 教育委員会は、就学援助費の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 前条の規定により就学援助費の支給決定を取り消した場合において、取り消した日以後に支給した就学援助費があるとき。
- (2) 就学援助費の過誤払が発生したとき。
- (3) 修学旅行費を支給した修学旅行に対して他の団体から助成金等の支払又は保険会社から補償金の支払があったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により就学援助費の支給を受けたとき。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

鹿屋市就学援助費支給要領の一部を改正する要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市就学援助費支給要領</p> <p style="text-align: right;">平成20年4月1日制定</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 就学援助の対象者は、本市の設置する小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒 <u>(以下「市立校児童生徒」という。)</u> 又は本市に住所を有し、他の市町村等が設置する小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、他の市町村で同種の援助を受けている者は除くものとする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)</p> <p>(2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者(以下「準要保護者」という。)</p> <p>(支給決定等)</p> <p>第8条 教育委員会は、第6条第1項の認定をしたときは、就学援助費の支給決定を行い、原則として保護者の指定する口座に、口座振替により支払うものとする。ただし、医療費については、口座振替により医療機関に直接支払うものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市立校児童生徒にかかる学校給食費については、支給決定を受けた金額の2分の1に相当する金額(以下この項において「保護者負担額」という。)を保護者の指定する口座に口座振替の方法により支払うものとし、当該支給決定を受けた金額から保護者負担額を控除して得た額を鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱(令和5年鹿屋市告示第 号)第2条第3号に規定する給食会計責任者に支払うものとする。</u></p> <p>3 修学旅行費については、学校長の申出がある場合に限り、学校長を代理人として、修学旅行実施前に学校長の口座に振り込むことができる。<u>なお、修学旅行実施後は、速やかに精算を行うものとする。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合(学校徴収金又は学校給食費の滞納者等)及び保護者の申出がある場合は、学校長を代理人として、学校長の口座に振り込むことができる。</u></p>	<p>○鹿屋市就学援助費支給要領</p> <p style="text-align: right;">平成20年4月1日制定</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 就学援助の対象者は、本市の設置する小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒又は本市に住所を有し、他の市町村等が設置する小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、他の市町村で同種の援助を受けている者は除くものとする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)</p> <p>(2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者(以下「準要保護者」という。)</p> <p>(支給決定等)</p> <p>第8条 教育委員会は、第6条第1項の認定をしたときは、就学援助費の支給決定を行い、原則として保護者の指定する口座に、口座振替により支払うものとする。ただし、医療費については、口座振替により医療機関に直接支払うものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合(学校徴収金又は学校給食費の滞納者等)及び保護者の申出がある場合は、学校長を代理人として、学校長の口座に振り込むことができる。</u></p> <p>3 修学旅行費については、学校長の申出がある場合に限り、学校長を代理人として、修学旅行実施前に学校長の口座に振り込むことができる。</p>

改正後	改正前
<p><u>(返還)</u> <u>第11条 教育委員会は、就学援助費の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。</u></p> <p><u>(1) 前条の規定により就学援助費の支給決定を取り消した場合において、取り消した日以後に支給した就学援助費があるとき。</u></p> <p><u>(2) 就学援助費の過誤払が発生したとき。</u></p> <p><u>(3) 修学旅行費を支給した修学旅行に対して他の団体から助成金等の支払又は保険会社から補償金の支払があったとき。</u></p> <p><u>(4) 偽りその他不正な手段により就学援助費の支給を受けたとき。</u></p>	<p><u>(返還)</u> <u>第11条 教育委員会は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、取り消した日以後に支給した就学援助費があるときは、その者から当該就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。</u></p>

報告(2) 鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領の一部を改正する規程について

鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領（平成20年鹿屋市制定）の一部を次のように改正する。

「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領の一部を改正する規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領 平成20年4月1日制定</p> <p>(定義) 第2条 この要領において指導員及び相談員とは、鹿屋市教育委員会(以下、「教育委員会」という。)が<u>教育支援センター</u>の運営、児童生徒、保護者、学校の支援等のために委嘱した者をいう。</p> <p>(事業の内容) 第3条 本事業は、生徒指導に関する事業を総合的に実施するために、「心の架け橋プロジェクト」と称し、県委託事業と市単独事業をそれぞれの目的に応じて連携・協力しながら有効かつ効率的に運用するものである。</p> <p>1 架け橋1 マイフレンド事業(市単独事業) 「心の架け橋プロジェクト」事務局を設置し、「<u>鹿屋市教育支援センター</u>」(以下、「<u>教育支援センター</u>」という。))の運営及び相談員の派遣等に係る事務を行う。事務局は学校教育課担当指導主事と指導員2名で構成し、<u>教育支援センター</u>内に置く。</p> <p>(1) <u>教育支援センター</u>の開設 鹿屋市<u>教育支援センター</u>設置要領に基づき、<u>教育支援センター</u>を開設する。</p> <p>(2) 相談員の派遣 相談員が、保護者や学校の了解のもと学校や<u>教育支援センター</u>に行けない不登校児童生徒の家庭を訪問し、教育相談や学習指導等を行う。 相談員が、中学校を中心に、派遣を希望する学校を訪問し、心の教室等を利用し、児童生徒や保護者の相談に応じる。</p> <p>2 架け橋2 スクールソーシャルワーカー活用事業(市単独事業) 不登校やいじめ等の問題行動等への対応に当たっては、学校における教育相談体制の充実を図ることが重要である。このため、生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして中学校に配置し、生徒の問題行動等の解決に資する。</p>	<p>○鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領 平成20年4月1日制定</p> <p>(定義) 第2条 この要領において指導員及び相談員とは、鹿屋市教育委員会(以下、「教育委員会」という。)が<u>適応指導教室</u>の運営、児童生徒、保護者、学校の支援等のために委嘱した者をいう。</p> <p>(事業の内容) 第3条 本事業は、生徒指導に関する事業を総合的に実施するために、「心の架け橋プロジェクト」と称し、県委託事業と市単独事業をそれぞれの目的に応じて連携・協力しながら有効かつ効率的に運用するものである。</p> <p>1 架け橋1 マイフレンド事業(市単独事業) 「心の架け橋プロジェクト」事務局を設置し、「<u>鹿屋市適応指導教室</u>」(以下、「<u>適応指導教室</u>」という。))の運営及び相談員の派遣等に係る事務を行う。事務局は学校教育課担当指導主事と指導員2名で構成し、<u>適応指導教室</u>内に置く。</p> <p>(1) <u>適応指導教室</u>の開設 鹿屋市<u>適応指導教室</u>設置要領に基づき、<u>適応指導教室</u>を開設する。</p> <p>(2) 相談員の派遣 相談員が、保護者や学校の了解のもと学校や<u>適応指導教室</u>に行けない不登校児童生徒の家庭を訪問し、教育相談や学習指導等を行う。 相談員が、中学校を中心に、派遣を希望する学校を訪問し、心の教室等を利用し、児童生徒や保護者の相談に応じる。</p> <p>2 架け橋2 スクールソーシャルワーカー活用事業(市単独事業) 不登校やいじめ等の問題行動等への対応に当たっては、学校における教育相談体制の充実を図ることが重要である。このため、生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして中学校に配置し、生徒の問題行動等の解決に資する。</p>

改正後	改正前
<p>3 架け橋3 スクールカウンセラー配置事業（県事業） 生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー等として中学校に配置し、活用するに当たっての諸課題について調査研究を行い、生徒の問題行動等の解決に資する。</p> <p>4 架け橋4 「子どもサミット実施事業」（市単独事業） 子どもサミットの開催を通して、「いじめ問題の撲滅」に対する児童生徒の意識啓発と、自主的・自治的な取組の推進を図る。</p> <p>(1) 対象市内小・中学校の代表児童生徒・教職員・保護者、市議会議員、地域住民等</p> <p>(2) 主な事業の内容</p> <p>ア 全小・中学校の代表児童生徒による意見交換（いじめへの取組状況、成果等）</p> <p>イ 「鹿屋市いじめゼロ宣言」の協議・採択、宣言文の掲載ポスターによる意識啓発</p> <p>5 架け橋5 「いじめ第三者委員会実施事業」（市単独事業） いじめ問題の命に関わる等の重大事案発生時に、教育関係機関から独立した第三者による調査機関を設置し、事案の事実関係を調査し、事態の収束に資する。</p> <p>(1) 対象 重大事案が発生した学校、児童・生徒、その保護者等の関係者</p> <p>(2) 第三者委員会の構成員 大学教授2人、臨床心理士1人及び弁護士2人</p> <p>(3) 開催要件</p> <p>ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>(4) その他 第三者委員会の詳細については別途定める。 (指導員の職務)</p>	<p>3 架け橋3 スクールカウンセラー配置事業（県事業） 生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー等として中学校に配置し、活用するに当たっての諸課題について調査研究を行い、生徒の問題行動等の解決に資する。</p> <p>4 架け橋4 「子どもサミット実施事業」（市単独事業） 子どもサミットの開催を通して、「いじめ問題の撲滅」に対する児童生徒の意識啓発と、自主的・自治的な取組の推進を図る。</p> <p>(1) 対象市内小・中学校の代表児童生徒・教職員・保護者、市議会議員、地域住民等</p> <p>(2) 主な事業の内容</p> <p>ア 全小・中学校の代表児童生徒による意見交換（いじめへの取組状況、成果等）</p> <p>イ 「鹿屋市いじめゼロ宣言」の協議・採択、宣言文の掲載ポスターによる意識啓発</p> <p>5 架け橋5 「いじめ第三者委員会実施事業」（市単独事業） いじめ問題の命に関わる等の重大事案発生時に、教育関係機関から独立した第三者による調査機関を設置し、事案の事実関係を調査し、事態の収束に資する。</p> <p>(1) 対象 重大事案が発生した学校、児童・生徒、その保護者等の関係者</p> <p>(2) 第三者委員会の構成員 大学教授2人、臨床心理士1人及び弁護士2人</p> <p>(3) 開催要件</p> <p>ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>(4) その他 第三者委員会の詳細については別途定める。 (指導員の職務)</p>

改正後	改正前
<p>第7条 指導員は、教育委員会の指導監督のもと、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育支援センターの事務の統括及び相談員の派遣に関すること。 2 保護者や学校との連携に関すること。 3 関係機関、専門機関等との連携に関すること。 4 必要に応じて、相談員の職務に関すること。 <p>(相談員の職務)</p> <p>第8条 相談員は、教育委員会の指導監督のもと、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育支援センターでの業務 指導員と連携しつつ、次の各号に掲げる職務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒の相談相手となり、悩みや不安の解消のための支援を行うこと (2) 体験活動、集団生活等を通して、児童生徒の自立支援を行うこと (3) 児童生徒の実態に応じて、学習支援及び学習指導を行うこと 2 家庭訪問による業務 在籍校と連携を図りつつ、次の各号に掲げる職務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 不登校児童生徒の相談相手となり、悩みや不安の解消のための支援を行うこと。 (2) 保護者と教育相談を行い、不登校を解決するための支援を行うこと。 (3) 不登校児童生徒の実態に応じて、補充学習を行い、学習面の悩み解決に当たること。 (4) 不登校児童生徒の実態に応じて、相談活動の場を公共施設等に広げ、自立への支援に当たること。 3 学校訪問による業務 校長監督のもと、学級担任、養護教諭等と連携を図りつつ、(1)を中心に各学校の実情に応じて(2)から(4)の業務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 心の教室や余裕教室等において、児童生徒の相談相手となり、悩みや不安の解消のための支援を行うこと。 	<p>第7条 指導員は、教育委員会の指導監督のもと、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適応指導教室の事務の統括及び相談員の派遣に関すること。 2 保護者や学校との連携に関すること。 3 関係機関、専門機関等との連携に関すること。 4 必要に応じて、相談員の職務に関すること。 <p>(相談員の職務)</p> <p>第8条 相談員は、教育委員会の指導監督のもと、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適応指導教室での業務 指導員と連携しつつ、次の各号に掲げる職務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒の相談相手となり、悩みや不安の解消のための支援を行うこと (2) 体験活動、集団生活等を通して、児童生徒の自立支援を行うこと (3) 児童生徒の実態に応じて、学習支援及び学習指導を行うこと 2 家庭訪問による業務 在籍校と連携を図りつつ、次の各号に掲げる職務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 不登校児童生徒の相談相手となり、悩みや不安の解消のための支援を行うこと。 (2) 保護者と教育相談を行い、不登校を解決するための支援を行うこと。 (3) 不登校児童生徒の実態に応じて、補充学習を行い、学習面の悩み解決に当たること。 (4) 不登校児童生徒の実態に応じて、相談活動の場を公共施設等に広げ、自立への支援に当たること。 3 学校訪問による業務 校長監督のもと、学級担任、養護教諭等と連携を図りつつ、(1)を中心に各学校の実情に応じて(2)から(4)の業務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 心の教室や余裕教室等において、児童生徒の相談相手となり、悩みや不安の解消のための支援を行うこと。

改正後	改正前
<p>(2) 学校行事、学級活動等において、児童生徒への語りかけやふれ合いを行うこと。</p> <p>(3) 学習進度の遅い児童生徒への補充指導への参加・協力を行うこと。</p> <p>(4) 校内等を巡回し、問題行動等の未然防止・早期対応のための声かけや情報提供を行うこと。</p> <p>(指導員の勤務日及び勤務時間、勤務場所)</p> <p>第10条 指導員の勤務日は、原則として火曜日から金曜日の間の週2日以内とする。ただし、鹿屋市立図書館の休館日は除くものとする。</p> <p>2 勤務時間は、0.5時間単位とし、原則として午前8時から午後5時までの間の7時間以内、1週間につき14時間以内とする。</p> <p>3 勤務場所は、鹿屋市<u>教育支援センター</u>とする。</p> <p>4 指導員は、必要に応じて相談員として勤務する。相談員として勤務する場合も含めて1週間につき20時間を超えないものとする。</p> <p>(相談員の勤務日及び勤務時間、勤務場所)</p> <p>第11条 相談員の勤務日は、原則として週4日以内とする。</p> <p>2 勤務時間は、0.5時間単位とし、訪問先への移動時間も含めて、原則として午前8時から午後5時までの間の4時間以内、1週間につき16時間以内とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、訪問日及び訪問時間は、相手側の都合に合わせて調整する。</p> <p>4 勤務場所は、不登校児童生徒の家庭、学校の相談室、鹿屋市<u>教育支援センター</u>、公共施設等とする。</p>	<p>(2) 学校行事、学級活動等において、児童生徒への語りかけやふれ合いを行うこと。</p> <p>(3) 学習進度の遅い児童生徒への補充指導への参加・協力を行うこと。</p> <p>(4) 校内等を巡回し、問題行動等の未然防止・早期対応のための声かけや情報提供を行うこと。</p> <p>(指導員の勤務日及び勤務時間、勤務場所)</p> <p>第10条 指導員の勤務日は、原則として火曜日から金曜日の間の週2日以内とする。ただし、鹿屋市立図書館の休館日は除くものとする。</p> <p>2 勤務時間は、0.5時間単位とし、原則として午前8時から午後5時までの間の7時間以内、1週間につき14時間以内とする。</p> <p>3 勤務場所は、鹿屋市<u>適応指導教室</u>とする。</p> <p>4 指導員は、必要に応じて相談員として勤務する。相談員として勤務する場合も含めて1週間につき20時間を超えないものとする。</p> <p>(相談員の勤務日及び勤務時間、勤務場所)</p> <p>第11条 相談員の勤務日は、原則として週4日以内とする。</p> <p>2 勤務時間は、0.5時間単位とし、訪問先への移動時間も含めて、原則として午前8時から午後5時までの間の4時間以内、1週間につき16時間以内とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、訪問日及び訪問時間は、相手側の都合に合わせて調整する。</p> <p>4 勤務場所は、不登校児童生徒の家庭、学校の相談室、鹿屋市<u>適応指導教室</u>、公共施設等とする。</p>

報告(3) 鹿屋市適応指導教室設置要領の一部を改正する規程について

鹿屋市適応指導教室設置要領（平成20年鹿屋市制定）の一部を次のように改正する。

「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

第3条中「以下「教室」という。」を「以下「教育支援センター」という。」に、「教室に」を「教育支援センターに」に改める。

第4条から第7条までの規定中「教室」を「教育支援センター」に改める。

第8条中「教室への」を「教育支援センターへの」に改める。

第10条ただし書、第11条第1項、第2項第1号及び第4項、第12条並びに第13条中「教室」を「教育支援センター」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

鹿屋市適応指導教室設置要領の一部を改正する規程 新旧対照表

改正後	改正前								
○鹿屋市 <u>教育支援センター</u> 設置要領	○鹿屋市 <u>適応指導教室</u> 設置要領								
平成20年4月1日制定	平成20年4月1日制定								
(目的)	(目的)								
第1条 鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、不登校及びその傾向にある児童生徒に対し、保護者、学校、関係機関等との連携のもと、学校への復帰や基本的な生活習慣の改善、豊かな情操や社会性の育成を目的として、相談、支援及び指導を行うために <u>教育支援センター</u> を設置する。	第1条 鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、不登校及びその傾向にある児童生徒に対し、保護者、学校、関係機関等との連携のもと、学校への復帰や基本的な生活習慣の改善、豊かな情操や社会性の育成を目的として、相談、支援及び指導を行うために <u>適応指導教室</u> を設置する。								
(名称及び位置)	(名称及び位置)								
第2条 <u>教育支援センター</u> の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 <u>適応指導教室</u> の名称及び位置は、次のとおりとする。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>鹿屋市教育支援センター</u></td> <td style="text-align: center;">鹿屋市北田町11107番地（鹿屋市立図書館2階）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>鹿屋市教育支援センター</u>	鹿屋市北田町11107番地（鹿屋市立図書館2階）	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>鹿屋市適応指導教室</u></td> <td style="text-align: center;">鹿屋市北田町11107番地（鹿屋市立図書館2階）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>鹿屋市適応指導教室</u>	鹿屋市北田町11107番地（鹿屋市立図書館2階）
名称	位置								
<u>鹿屋市教育支援センター</u>	鹿屋市北田町11107番地（鹿屋市立図書館2階）								
名称	位置								
<u>鹿屋市適応指導教室</u>	鹿屋市北田町11107番地（鹿屋市立図書館2階）								
(愛称)	(愛称)								
第3条 鹿屋市 <u>教育支援センター</u> （以下「 <u>教育支援センター</u> 」という。）の名称については、 <u>教育支援センター</u> に通う者に親しまれる名称を愛称として、別に定めることができる。	第3条 鹿屋市 <u>適応指導教室</u> （以下「 <u>教室</u> 」という。）の名称については、 <u>教室</u> に通う者に親しまれる名称を愛称として、別に定めることができる。								
(事業)	(事業)								
第4条 <u>教育支援センター</u> は、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。	第4条 <u>教室</u> は、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。								
<ul style="list-style-type: none"> (1) カウンセリング及び教育相談に関すること。 (2) 児童生徒の自立を支援する体験活動及び集団生活に関すること。 (3) 児童生徒の実情に応じた学習支援及び学習指導に関すること。 (4) 家庭、学校及び関係機関等との連携に関すること。 (5) その他<u>教育支援センター</u>の運営に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) カウンセリング及び教育相談に関すること。 (2) 児童生徒の自立を支援する体験活動及び集団生活に関すること。 (3) 児童生徒の実情に応じた学習支援及び学習指導に関すること。 (4) 家庭、学校及び関係機関等との連携に関すること。 (5) その他<u>教室</u>の運営に関すること。 								
(施設及び設備)	(施設及び設備)								
第5条 教育委員会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる	第5条 教育委員会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる								

改正後	改正前
<p>保健衛生上並びに安全管理上適切な施設及び設備を<u>教育支援センター</u>に整備する。</p> <p>(1) 相談室、活動室等</p> <p>(2) 活動に必要な教具、図書、情報通信機器等</p> <p>(対象者)</p> <p>第6条 <u>教育支援センター</u>への入室対象者は、心理的な要因等により不登校状態にあり、かつ、次の要件を備えた児童生徒とする。</p> <p>(1) 鹿屋市内の小学校又は中学校に在籍していること。</p> <p>(2) 児童生徒本人及びその児童生徒の保護者が入室を希望していること。</p> <p>(3) 児童生徒の在籍校の校長から入室への同意や依頼があること。</p> <p>(指導日及び時間)</p> <p>第7条 <u>教育支援センター</u>の指導日は、火曜日から金曜日までとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>教育支援センター</u>の指導時間は、午前8時30分から午前12時まで及び午後1時から午後3時30分までとする。</p> <p>3 <u>教育支援センター</u>の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 土曜日及び日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 市内小学校並びに中学校の夏季、冬季、学年末及び学年始めの休業日</p> <p>(4) 鹿屋市立図書館の休館日</p> <p>(入室の手続)</p> <p>第8条 <u>教育支援センター</u>への入室を希望する児童生徒の保護者は、在籍校の校長を経由して教育委員会に<u>教育支援センター</u>入室申込書（別記第1号様式）を提出しなければならない。</p> <p>(入室の許可等)</p> <p>第9条 教育委員会は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査し、その諾否を<u>教育支援センター</u>入室許可・不許可通知書（別記第2号様式）により当該校長及び保護者に通知するものとする。</p>	<p>保健衛生上並びに安全管理上適切な施設及び設備を<u>教室</u>に整備する。</p> <p>(1) 相談室、活動室等</p> <p>(2) 活動に必要な教具、図書、情報通信機器等</p> <p>(対象者)</p> <p>第6条 <u>教室</u>への入室対象者は、心理的な要因等により不登校状態にあり、かつ、次の要件を備えた児童生徒とする。</p> <p>(1) 鹿屋市内の小学校又は中学校に在籍していること。</p> <p>(2) 児童生徒本人及びその児童生徒の保護者が入室を希望していること。</p> <p>(3) 児童生徒の在籍校の校長から入室への同意や依頼があること。</p> <p>(指導日及び時間)</p> <p>第7条 <u>教室</u>の指導日は、火曜日から金曜日までとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>教室</u>の指導時間は、午前8時30分から午前12時まで及び午後1時から午後3時30分までとする。</p> <p>3 <u>教室</u>の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 土曜日及び日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 市内小学校並びに中学校の夏季、冬季、学年末及び学年始めの休業日</p> <p>(4) 鹿屋市立図書館の休館日</p> <p>(入室の手続)</p> <p>第8条 <u>教室</u>への入室を希望する児童生徒の保護者は、在籍校の校長を経由して教育委員会に<u>適応指導教室</u>入室申込書（別記第1号様式）を提出しなければならない。</p> <p>(入室の許可等)</p> <p>第9条 教育委員会は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査し、その諾否を<u>適応指導教室</u>入室許可・不許可通知書（別記第2号様式）により当該校長及び保護者に通知するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(費用)</p> <p>第10条 入室費用は、無料とする。ただし、児童生徒が<u>教育支援センター</u>に通うためや活動のための交通費、児童生徒個人が使う教材、用具等は、保護者の負担とする。</p> <p>(職員及び職務)</p> <p>第11条 教育委員会は、<u>教育支援センター</u>に指導員及び相談員を置く。</p> <p>2 指導員は、教育委員会の指導監督のもと、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>教育支援センター</u>の事務の統括、相談員の派遣に関すること。</p> <p>(2) 必要に応じて、相談員の業務に関すること。</p> <p>3 相談員は、教育委員会の指導監督のこと、次の業務を行う。</p> <p>(1) 児童生徒の相談や支援及び指導に関すること。</p> <p>(2) 児童生徒の保護者及び在籍校との連絡及び調整に関すること。</p> <p>(3) 関係機関及び専門機関との連携に関すること。</p> <p>(4) その他必要な室務に関すること。</p> <p>4 <u>教育支援センター</u>運営の充実を図るため、その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>(運営)</p> <p>第12条 教育委員会は、<u>教育支援センター</u>の適切な運営を図るため、専門医師、関係機関、学校及び保護者との連携に努める。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この要領に定めるもののほか、<u>教育支援センター</u>に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(費用)</p> <p>第10条 入室費用は、無料とする。ただし、児童生徒が<u>教室</u>に通うためや活動のための交通費、児童生徒個人が使う教材、用具等は、保護者の負担とする。</p> <p>(職員及び職務)</p> <p>第11条 教育委員会は、<u>教室</u>に指導員及び相談員を置く。</p> <p>2 指導員は、教育委員会の指導監督のもと、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>教室</u>の事務の統括、相談員の派遣に関すること。</p> <p>(2) 必要に応じて、相談員の業務に関すること。</p> <p>3 相談員は、教育委員会の指導監督のこと、次の業務を行う。</p> <p>(1) 児童生徒の相談や支援及び指導に関すること。</p> <p>(2) 児童生徒の保護者及び在籍校との連絡及び調整に関すること。</p> <p>(3) 関係機関及び専門機関との連携に関すること。</p> <p>(4) その他必要な室務に関すること。</p> <p>4 <u>教室</u>運営の充実を図るため、その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>(運営)</p> <p>第12条 教育委員会は、<u>教室</u>の適切な運営を図るため、専門医師、関係機関、学校及び保護者との連携に努める。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この要領に定めるもののほか、<u>教室</u>に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>

改正後

改正前

第1号様式 (第8条関係)

教育支援センター入室申込書

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

申込者(保護者)住所
氏名

次の児童生徒の教育支援センター入室を申し込みます。

記

児童・生徒	年	男・女	氏名	
在籍校名	鹿屋市立 学校			
摘要				

上記児童生徒の教育支援センター入室に同意します。

在籍校長名 印

第1号様式 (第8条関係)

適応指導教室入室申込書

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

申込者(保護者)住所
氏名

次の児童生徒の適応指導教室入室を申し込みます。

記

児童・生徒	年	男・女	氏名	
在籍校名	鹿屋市立 学校			
摘要				

上記児童生徒の適応指導教室入室に同意します。

在籍校長名 印

改正後

改正前

第2号様式（第9条関係）

第2号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

様

様

教育支援センター入室許可・不許可通知書

適応指導教室入室許可・不許可通知書

鹿屋市教育委員会

鹿屋市教育委員会

次の児童生徒の教育支援センター入室の申込みにつき、下記のとおり許可・不許可とします。

次の児童生徒の適応指導教室入室の申込みにつき、下記のとおり許可・不許可とします。

記

記

児童・生徒	年	男・女	氏名	
在籍校名	鹿屋市立 学校			
許可	入室許可日	年	月	日
不許可	(理由)			

児童・生徒	年	男・女	氏名	
在籍校名	鹿屋市立 学校			
許可	入室許可日	年	月	日
不許可	(理由)			

報告(4) 鹿屋市子どもの移動経路安全推進会議設置要領の一部を改正する要領について

鹿屋市通学路安全推進会議設置要領（平成26年3月31日制定）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(8) 学童保育代表

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

鹿屋市子どもの移動経路安全推進会議設置要領の一部を改正する規定新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 学校教育課長</p> <p>(2) 子育て支援課長</p> <p>(3) 道路建設課長</p> <p>(4) 安全安心課長</p> <p>(5) 小学校長代表(鹿屋市交通安全市民協会担当)</p> <p>(6) P T A代表(鹿屋市P T A連絡協議会生活指導部担当)</p> <p>(7) 幼稚園・保育園長代表</p> <p><u>(8) 学童保育代表</u></p> <p><u>(9) 鹿屋警察署交通課担当者</u></p> <p><u>(10) 鹿屋交通安全協会担当者</u></p> <p><u>(11) 鹿児島県大隅地域振興局建設部土木建築課代表者</u></p> <p><u>(12) 国土交通省大隅河川国道事務所代表者</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 学校教育課長</p> <p>(2) 子育て支援課長</p> <p>(3) 道路建設課長</p> <p>(4) 安全安心課長</p> <p>(5) 小学校長代表(鹿屋市交通安全市民協会担当)</p> <p>(6) P T A代表(鹿屋市P T A連絡協議会生活指導部担当)</p> <p>(7) 幼稚園・保育園長代表</p> <p><u>(8) 鹿屋警察署交通課担当者</u></p> <p><u>(9) 鹿屋交通安全協会担当者</u></p> <p><u>(10) 鹿児島県大隅地域振興局建設部土木建築課代表者</u></p> <p><u>(11) 国土交通省大隅河川国道事務所代表者</u></p>